

神威第二七號

昭和三年二月一日

神威特務艦

横須賀鎮守府参謀殿

急設豫定航路標識位置撰出件

昭和三年一月十七日附横鎮第一四一號ノ二首題

閣下資料別紙記載ノ通

右通報ス

別紙一部込

hgy

海軍



昭和二三 東京今井紙

紙用美符威神航務特

大正十三年

横須賀

本件一月二十
要ノ様
左ノ様

東京今井納

②

自題
2

長	特	由
川	山	水
3.2.6		
陸		

紙用式符威神永務特

大正十三年二月四日

録字可也

抄

本件一月二十五日迄二直報
 要レ候 案行初並取業ノ取
 亦一連延 候 行上ノ然
 左 候 概ニ

0320

急設豫定取路標識位置

撰出等閑之資料

(一) 新設

一、沖島 (豊後水道)

二、草垣島 (九州西岸)

三、野母崎 (同右)

四、龍作崎 (本州西岸)

五、龍飛崎 (同右)

? 六、藍越鼻 (同右)

七、大島崎 (同右) 佐渡郡川

八、利島 (南方諸島)

(二) 設備改良

一、江崎燈臺 明孤ヲ南東方ニ増大ス

毎

巨

一、黒磯燈標

光達及光力増大

三、箱取燈標

光力及燈質ヲ改良シ航路附近ヨリ

視認シ得心如クス

四、本山桂燈海標

燈標ニ改造燈高ヲ大シ光達ヲ

増加スト共ニ帆船等ニ遮蔽ヲシテ

防ク

五、巖流島燈標

火ヲ塗色ニ注意シ晝間視認ヲ容

易ナラシムト共ニ光力ヲ増加シ夜間

目標トシテモ充分ノ効果ヲ發揮セ

シム

終

軍務局

0323

吳鎮守府第九號

昭和三年一月二十日

第二課

吳鎮守府參謀

海軍省軍務局第二課長殿

急設豫定航路標識竝置撰出ノ件

軍務二第一〇號ノ二ニ依ル首題ノ件別紙ノ通

右 回 答 ス

(別紙添)

(終)

軍務二第一〇號ノ三

海軍



昭和四年度以降燈台急設豫定地

順位	地名	理由	記事
一	越前埼(越前)	該地ハ地勢上燈台設置ノ必要アリ シラス冬季北西風草越期ニアリテハ船舶 ノ被害甚クメテ多シ速カニ強カナル燈 台ノ設置ヲ要ス	1. 航路ノ現況 將來ノ趨勢ニ鑑ミ 交通ノ繁閑
二	宇治群島(靑洲)	上海對入隅海峽及佐保方面至南方 海面ノ海上ノ要路ナリシラス思漸流域 ニシテ特ニ船位ニ對シテ顧慮ヲ要スル地 トモ拘ルニ燈台ノ設置ナキ爲テ迂路ヲ強 イナルノト多シ速カニ強カナル燈台ノ 設置ヲ要ス	2. 外力影響ノ大小 3. 行船上ノ便否
三	硫黃島(秋島)	大隅海峽附近ハ天候ノ險惡ナルト多ク 海潮流ノ影響者モ亦甚クテ不測ナルヲ以テ 硫黃島ニ燈台ヲ設置シ更ニ海上ノ安全 ヲ保障スルト共ニ鹿見島至南西諸島 ノ航路ニ益ナルヲ要ス	
四	高山岬(石見)	夜間該岬ヲ通過スル船舶ハ燈台ノ 設置ナキ爲メ常ニ不便ヲ痛感 シテ速カニ燈台ノ設置ヲ要ス	

津島灣口ト田良川灣口トハ夜間ノ
遠望能似セル爲メ從來之レカ認認

厚 巨

<p>五 博奕埼(丹后)</p>	<p>起レル新設基ヲ多シ目下博奕埼ニ微カク燈竿ヲ設置シルモ速カニ更ニ強カナル燈台ノ設置ヲ要ス</p>	
<p>六 喜界島(奄美羣島)</p>	<p>豊後水道ヨリ南方海面ニ遠航ノ場合喜界島ヲ利用シ船位ヲ確定スル場合多キヲ以テ燈台ヲ設置シ夜間ノ船位確定ニ資スルヲ要ス</p>	
<p>七 孀婦島(南方諸島)</p>	<p>南方ヨリノ北米航路ニ當ルヲ以テ船位確定ニ用トシテ燈台ノ設置ヲ要ス</p>	<p>地勢上燈台ノ設置ニ不適ノ場合ハ島ニ設置ヲ要ス</p>
<p>八 地藏埼(小豆島)</p>	<p>瀬戸内交通ノ要路ニ當リ該地ニ燈台ヲ為メ夜航ノ際常ニ不便ヲ感スルニ付</p>	
<p>九 明神島(陸中)</p>	<p>濃霧季節等ニ於テ船崎沖ヨリ尻尾崎ニ向テ船位ヲ為メ船崎ノ副燈台トシテ船崎沖ニ於ケル船位確定用トシテ必要ニ付</p>	
<p>一〇 余部埼(但馬)</p>	<p>徑ク岬ノ地知埼間百十哩ノ間燈台ヲ設置ナリ夜間航海上不便火ナカラサルニ付</p>	

二	沖島 (土佐)	<p>交通ノ要路ニ當ルニ燈台ノ設 置テク夜間航海上不便ナカ ラサルニ付</p>	
一	川尻 (長門)	<p>角島燈台ト併用船位確知 用トシテ利便多キニ付</p>	
一	野母崎 (肥前)		<p>以下航路上利便多キニ付</p>
一	鐘島北端 (大隅)		
一	怒和島北端 (瀬戸内 西郡)		
一	多古鼻 (出雲)		

海軍

<p>一七 牛島北西端 (瀬之内、塩鉾瀬戸)</p>	<p>一八 賢貴島(肥前)</p>	<p>一九 齋島(安藝灘)</p>	<p>二〇 横島(廣島湾)</p>	<p>二一 不荷内島(平道群)</p>	<p>二二 紅頭岬北西端 (岩手東岸)</p>
Empty space for notes or additional data					
Empty space for notes or additional data					

0328

二八	持田崎(後志)				
二七	母島(小笠原群島)				
二六	銭洲(伊豆沖)				
二五	艦作崎(陸奥)				
二四	知未崎(樺太西岸)				
二三	鬱陵島(朝鮮)				

海

軍

昭和四年度以降燈台燈種改良予定地		順位	地名	改良事項	理由
1	金華山 (陸奥)			光達距離ヲ出来得ル迄増加ス	
2	御前埼 (遠江)			今 右	
3	佐多岬 (大隅)			不動燈光ニ非ズル燈台質ニ變更ヲ要ス	
4	梶取崎 (紀伊)			20附近ニ光達巨高ヲ増加シ燈台質ヲ不動燈光ニ非ズル如ク變更ヲ要ス	
5	濟州邑 (濟州島)			光達距離20以上ニ増加スルヲ要ス	
6	鹿瀬 (幡魔灘)			光達距離増加	
7	本山鼻浮標 (周防灘)			今 右	
8	掛塚 (遠江)			燈台質ヲ不動燈ニ非ズル如ク變更光達距離ヲ今サレテ増加スルヲ要ス	
9	箱取 (伊豆)			今 右	

海軍

軍務局

1331

佐世保鎮守府

入六號ノ二

昭和三年一月三十一日

第二課

海軍省軍務局第二課長殿

佐世保鎮守府參謀

服部

急設豫定航路標識位置撰出ノ件

軍務二第一〇號ノ二御照會ノ首題ノ件ニ關スル意見別紙ノ通ニ候
右回答ス

(別紙添)

終

軍務二第一〇號

一〇

一七

海軍

軍務局
第二課
3.2.3
受持

別紙

順位	概位	記事
1	四國沖島南西端（豊後水道）	
2	宇治群島草垣島南端	
3	陸奥久六島（日本海）	
4	八丈島小島	
5	五島列島南端黄島	
6	種子島北端喜志鹿埼	
7	男女群島鳥島	
8	日本海見島南端	
9	神津島北端（伊豆七島）	
10	若狭灣冠島	
11	土噺刺群島中島	
12	九州西岸大塚島（寺島水道南方）	

海軍

横濱半葉十三行野紙

25	南方諸島島
24	本州東岸大舟渡港東方綾里埼
23	日本海越前岬
22	九州西岸野間埼
21	奄島大島皆通埼
20	種子島南端
19	鹿兒島灣小根占埼
18	能登北方七ツ島（大島）
17	樺太中知床岬
16	隱岐知夫島南端
15	來島海峽馬島潮流信號所
14	鹿兒島縣西岸天狗鼻
13	陸奥海灣黑埼（大港灣口）

海軍

横逸半葉十三行界紙

26	福岡灣外玄界島	
27	唐津灣口神集島	
28	台灣東岸火燒島北西端	
29	朝鮮永興灣外卵島	
30	鬱陵島西側	
燈台改造希望		
1	内海西部本山鼻挂灯ノ浮標	光力増加且ツ着色ヲ要ス
2	下關海峡大文字岩灯台	光達距離二十哩以上ヲ要ス
3	九州細島灯台	同 右
4	伊豆稻取灯台	光力増加ヲ要ス
5	濟州島山地灯台（北側濟州邑）	光達距離三十哩以上ヲ要ス
6	大龍川掛塚灯台	同 二十哩以上トシ灯質變更ヲ要ス

海軍

横造半葉十三行野紙

0335

	7 北洲納州布埼灯台
8 壇浦灯台	光達距離二十浬以上ヲ要ス 光力増加ヲ要ス

横造半葉十三行界紙

海軍

軍務局

0336

軍務第一

の 號

五

昭和三年一月二十六日

第二課

軍務局第二課長殿

長門艦長

長門艦長印

航路標識急設豫定位置撰出等件

軍務第一〇號ノ御照會ノ首題件別紙ノ通りニ

之有候

右回答ス

(別紙ニ葉添付)

(印)

海軍

3.1.28 受接

一、航路標識急故ヲ要スルト認ムル位置

設置順位

位置(地名)

- 一 利島又ハ神津島(伊豆諸島)
- 二 錢洲(伊豆諸島)
- 三 智島又ハ北ノ島(小笠原群島)
- 四 父島(小笠原群島)
- 五 姉島(小笠原群島)
- 六 沖ノ島(四國南西岸)
- 七 芹崎(九州東岸)
- 八 鷹島(九州西岸醜島ノ南)
- 九 生日島北端(九州西岸)
- 一〇 見島(日本海西部)
- 一一 餘部崎(但馬)

毎

車

一二	新井崎(丹後)
一三	成生崎(若狹)
一四	越前崎(越前)
一五	袖倉島(能登北岸)
一六	貝崎(大辨天島(陸奥海灣))
一七	紅衣島(大黒山群島)
一八	波裏鼻(内海・釣島水道北側)
一九	似ノ島(南東端)(廣島灣)
二〇	木山鼻(用防灘)
二一	笠利崎(奄美大島)
二二	皆通崎(奄美大島)
二三	櫃作崎(陸奥日本海東岸)
二四	黒崎(陸奥海灣北側)

二五	鰐角(陸奥東岸)
二六	後龍泊地附近(台湾西岸)
二七	鹿港泊地附近(台湾西岸)
二八	喜屋武埼(和緩島南岸)
二九	知床岬(北海道根室)
三〇	中知床岬(樺太南岸)
二. 既設灯台中改善ヲ要スト認ムルモ、 灯台所在地名 改善スヘキ事項	
和取(伊豆東岸)	明老灯ニ改メ老力ヲ増大スルコト
袖ヶ島(伊豆南岸)	明老灯ニ改ムルコト
天竜川	明老灯ニ改メ老力ヲ増大スルコト
戸崎島(九州東岸)	全 右

海 軍

細島港(九州東岸)	全	右
安岐町(伊豫灘内)	光カヲ増大スルコト	
檀浦(高知)	高灯ハ晝明視認甚ク困難ナリ塗色スル架橋改良ヲ要ス	
(附記)	現存柱灯立標中不動光式ノモハ視認比較的困難ナル	
(下欄海峽)	ニミナラス一見他ノ灯者ト識別シ難ク時ニ誤認スルコト	
アリ	是等ハ逐次閃光式ニ改良スルノ要アリト認ム	

(終)

陸奥第二六號

昭和三年一月三十日

海軍
陸奥艦長

軍務局第二課長殿

急設豫定航路標識位置件

首題件別紙通り有之

右通報ス

(別紙添)

終



急設豫定航路標識位置

順位	位置	順位	位置	順位	位置
1	陸中久慈湾口三崎	11	北海道西岸オホクサキ崎	21	内海平群水道下荷内島
2	舞鶴湾外冠島	12	津輕海峡矢越崎	22	五島 相島
3	豊後水道喜姫島	13	北海道西岸特田崎	23	福岡湾口玄界島
4	鹿島湾 知林島	14	雄冬崎	24	陸中 鮫角
5	陸奥舟渡巻綾重崎	15	有明湾西秋崎	25	備讃瀬下二面島
6	陸奥海湾 黒崎	16	日本海沿岸越前崎	26	日本海沿岸 飛島
7	種子島 喜茂崎	17	見島	27	栗生島
8	豊後水道西芹崎	18	石見高崎	28	伊豆七島 神津島
9	陸奥艦作崎	19	但馬餘部崎	29	内海小豆島 地藏崎
10	鹿兒島湾 <small>開闢途附近</small>	20	内海安藝灘齋島	30	九州西岸野母崎樺島

燈
改造希望標

1. 伊豆稻取燈臺

本燈標見難ク利用機會殆トナシ閃光燈改造ヲ希望ス

2. 九州東岸戸崎鼻燈臺

本燈臺燈高大ナルカ多光達距離ハ相當大ナルモ天候ニ左右セラルコト大ナリ閃光燈トシテ今少ク強力ナルモノニ改造ヲ望ム

3. 三國港防波堤燈臺

本燈臺モ他ノ燈種ニ改造ヲ望ム若シ不可能ナルハ安島埼ニ強力ナル燈臺設置ハ必要ナリ

(終)

軍務局

0344

扶桑第二之號ノ二

昭和三年一月二十五日具

第二課

扶桑艦

海軍省軍務局第二課長殿

急設振走航路標識位置達出、件

一月十二日附軍務二第。第一。御照會。三月

題、件左記、通。有之

右回答又

記

燈台新設

車垣島

双ヶ崎

(種子島)

高山崎(石見) 餘部崎(組馬)

桂燈立標新設

Shikunoyama

(中城崎)

光力増加

江崎車下

細島

軍務二第一〇號

四

海

陸軍

軍務二第 3.1.27 受接

那珂縣第四三號

昭和三年一月二十五日 吳

第三戰隊司令部
軍艦 那珂

海軍省軍務局第二課長 殿

急ぎ豫定航路標識位置撰出資料ノ件

首題ノ件ニ關シテハ別紙ノ通ニ有也候

右通報ス

(別紙添)

(終)

海軍

第三課
1.30
受接

別紙

一、燈臺新設ヲ必要トスル個所（數字ハ順位ヲ示ス）

樺太

- (16) 北知床岬
- (14) 中知床岬

北海道

- (29) 知床岬
- (13) 奥尻島南端青苗岬
- (26) 利尻島南端仙法志岬

千島列島

- (28) 新知島郎林岬

本州

- (10) 壱作埼
- (15) 船倉島
- (2) 三島
- (22) 越前埼
- (30) 大島（陸奥海灣）
- (21) 鏡洲
- (9) 八丈島
- (12) 父島ニ見港口

九州

- (11) 知麻島（鹿兒島灣）
- (25) 高島（豊後水道）
- (19) 中ノ瀬（鴨瀬對岸）

(23) 種子島大竹崎 (27) 草垣島 (28) 野間崎 (鹿児島縣西岸)

(18) 鴨瀬 (鹿児島縣西岸) (19) 片島 (天草下島南端附近) (20) 黄島

(21) 大墓島 (24) 玄海島

臺灣

(22) 虎井峽東端 (澎湖島)

瀨戸内

(5) 齋島 (6) 牛島北端

四國

(1) 沖島

朝鮮

(24) 海岩嶼 (濟州島北)

二 既設燈臺中光力増大ヲ必要トスルモノ

臺灣 塹港堆及東吉嶼燈臺濟州島山地燈臺、別府燈臺、

三、桂燈浮標新設ヲ必要トスルモノ
鳥羽港高測ニ一個先、白島(尾道對岸)東北端

(終)

海軍

軍務局

0349

阿武隈第百三號

阿武隈第一船隊第四號之三

昭和三年一月三十日吳

第二課

阿武隈第一船隊長

海軍省軍務局第二課長殿

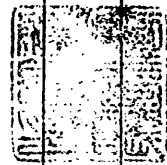
急設豫定航路標識位置撰出等件

首題一件別紙一通

右通報入

別紙送

傳



海軍

11	越前鼻	順位	建設場所
10	鷹島	1	宇部岬
9	鯨角	2	由利島
8	猫鼻(沖島)	3	波妻鼻
7	喜志鹿崎	4	地藏崎(小豆島)
6	Takasaki Bay	5	龜山鼻
5		6	
4		7	
3		8	
2		9	
1		10	
22	明倉崎	順位	建設場所
21	華島	12	見島(觀音崎東方鼻)
20	高平島	13	八幡鼻(栗生島)
19	鹿港(口南角)	14	権現崎
18	赤尾嶼	15	久古島
17	紫山港口	16	錢洲

11
12

23	久米島	27	室津島
24	鳥島(南西諸島)	28	持田崎
25	横濱島	29	中知床岬
26	室津島海豹島	30	毎勿島
意見			
<p>一、瀬戸内海、航海安全ヲ期スルニ要ス</p>			
<p>二、太平洋沿岸ノ重要航海上ノ要港ニ合致スル如ク燈台ノ建設ヲ見タシト支那海、日本海方面ノ米々相當ニ不足ナリト認ム</p>			
<p>三、南西諸島ノ西側ニ燈台ニ北東信風ヲ辟ク黒潮ヲ利用シ北上マシト見解ハ燈台ノ不足ヲ感スルニト多クシ</p>			
<p>四、北海道樺太沿岸ニ燈台ノ不足ナリト航路ノ現状ニ鑑ミ本州西國九州沿岸ヲ先ニ建設スルニモト認ム</p>			
<p>五、既設燈台ニテ燈光不勸ニモ(神子元ノ燈台、代多岬ノ)</p>			

燈台等(如シ)紅光ノミヲ發スル燈台ハ他ノ燈台員ニ劣更
ヲ希望ス

四

海軍

天龍第三〇號ノ二

昭和三年一月二十八日吳

天龍 殿



海軍省軍務局第三課長殿

急報豫定航路標識位置撰出ノ件

軍務二第一〇號ノ二ヲ以テ御照會相成候首題ノ件別紙ノ通

右通 報ス

(別紙係)

(印)

海軍

昭和三年一月二十八日
3.1.30
受接

魚設豫定航路標識位置表

順位	地名	航路
一	四國南端 沖島南端	横濱方面ヨリ豊後水道ニ入ラントスル航路ニ対シテ重要ナル地点
二	伊豆南端 九州南端	黒瀬ニ在リ台湾方面ヨリ横濱ニ向テ航路ニ対シテ重要ナル地点 台湾ヨリ長崎方面ニ行テ航路ニ上ルル大隅海峡ニ入リトスル航路用トシテ重要ナル地点
三	種子島北端 喜志島北端	大隅海峡通過航路用
四	男世那島北端 五島南端	朝鮮西岸諸港航路大連青島上海方面ヨリ長崎方面ニ向テ航路ニ対シテ重要ナル地点
五	黄島	長崎ヨリ旅順大連青島方面ニ向テ航路ニ対シテ重要ナル地点
六	濟州島北端	下関方面ヨリ朝鮮西岸各地航路大連青島方面ニ向テ航路用
七	山見島	日本海沿岸航路航路用
八	吉野島	津軽海峡方面ヨリ土崎新潟方面ニ向テ航路用
九	能登半島北端 七島半島北端	津軽海峡方面ヨリ秋田方面ニ向テ航路用
一〇	北海道南端	津軽海峡方面ヨリ秋田方面ニ向テ航路用
一一	持田岬	津軽海峡方面ヨリ秋田方面ニ向テ航路用

軍 官

二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	
台湾南西沖 國臺地附近	台湾南西沖 小笠原群島附近	台湾南西沖 花	九州西岸 那珂島崎	青島外 崎	威海衛 前岬	海約多東北 海峽	中知縣岬	樺太 知素岬	小笠原 群島	八丈 島	台湾西岸 後龍附近 若八丈 附近	樺太島 若八丈島	
合	合	合	合	合	合	合	合	合	合	合	合	合	
右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	
					局起の要衝地	局起の要衝地	夏季北樺太 石油採取船 航路漁業船 航路之要	夏季向宮海峽 方面ノ航路上 要點		小笠原南洋群島 方面ノ要點	台湾西岸航路ノ 要點	閩門浦壇航路ノ 要點	

海軍

一五	摩多島嶼系 最南端	局地的要衝地
一六	小笠原系 父島	右
一七	奄美大島 左在屋敷口方面	右
一八	諸島 北方 瀬磁	右
一九	尾崎港外北方 大基島	右
二〇	内山伊予灘 由利島	右

希望事項

朝鮮濟洲島北部 濟洲邑燈台ハ大船舶ノ航路要衝ニ
 シテ燈光ヲ増大スルノ必要ヲ認ム

(註)

海軍

0357

天保二二四

昭和三年一月二十八日

第六驅逐隊司令

海軍省軍務局第二課長殿

急設豫定航路標識位置撰出等件

本件ニ関スル灯台新設位置並ニ改造意見別紙通リニ候
右回答ス

(別紙一葉添付)

(後)

海軍



軍務局
3.1.30
受接

昭和二一令并納

一、新設部

新設順序	豫定地名	同上所在地	新設順序	豫定地名	同上所在地
一	喜志鹿崎	種子ヶ島	二	三崎	岩手縣久慈湾
三	三木崎	熊野灘	四	高山崎	石見
五	中知床岬	樺太	六	御崎	伊平屋島
七	三貂角	台北州	八	鳥島	五島列島南方
九	知床岬	根室	一〇	北知床岬	樺太
一一	知來崎	樺太西岸	一二	安田小島	沖繩島
一三	平久保崎	石垣島	一四	余部岬	鳥取
一五	大竹崎	種子ヶ島	一六	錢洲	伊豆諸島
一七	斜吉丹岬	色丹島	一八	國端岬	占守島
一九	皆通崎	奄美大島	二〇	平安名崎	宮古島
二一	黄尾嶼	尖頭諸嶼	二二	鳩間島	八重山列島

島

嶼

二三	國聖港	台南州	二四	アダンケ崎	奄美大島
二五	望ヶ崎岬	單冠港(樺太島)	二六	鶴巢崎	樺太西岸
二七	座字崎	沖繩島	二八	俱樂部崎	幌筵島
二九	池間島	宮古島	三〇	塗葛窟	台中州

二. 改造ノ部

(イ) 稲取燈台、光達距離ヲ十五哩ニ改造

(ロ) 積曾多地方(北海道樺太等)燈台、塗色ハ白色ヲ避ケ赤色又

ハ白黒色トナスコト

(ハ) 天竜川口燈台、光達距離ヲ二十哩^{附註}ニ改造

(ニ) 本山洲、掲灯浮標ヲ掲灯立標ニ改造、光力ヲ増ス

(終)

三六四機密簿 五三

昭和三年一月二十五日

第十六駆逐隊 原司令

第十六駆逐隊 司令

物三第 8.2.10 受接

軍務局第二課長殿
急設豫定航路標識在雷理出等件下

燈工第四八九號ニ依リ燈臺局ヨリ照倉ノ
着題ノ件ノ別紙一通
右同報ス

(別紙送)

(~~送~~)

海軍

(別紙)

燈臺急設地

一見島

理由、普通沿岸航路ハ角島日ノ岬間ニ暗夜

目標タルヘキモノナク特ニ見島附近ハ變鏡

個所ニ近キヲ以テ此ノ附近ニ燈臺アルハ

頗ル便ナリ尚附近相當漁船アルヲ以テ

漁火ト紛ハシカラサル燈光ヲ要ス

二草垣島若ハ宇治群島

理由、南方ヨリ北上スル時若ハ西方ヨリ大隅海峡

ニ入ル時共ニ既設燈光ヲ見ル途ニ珊瑚礁

キ此ノ附近ニ燈臺アルヲ切ニ要望ス

燈光改正

一伏類

理由

北オヨリ五島列島内側ニ入ラントスル時附近

海面光輝強ク漁火多クカアルニ鑑考

低キヲ以テ判別ニ苦ムラキトス

漁火ニ紛ハシマラサル燈光ニ改正ヲ奉ス

号

三驅兼第五〇號

昭和三年一月三十日

第二十六驅逐隊司令

海軍省軍務局第二課長殿

急設豫定航路標識位置提出等件

軍務二第第一〇號ニ以テ照會首題ノ件ニ對

スル回答別紙ノ通

右通報ス

(別紙添)

(終)

海軍

3.2.3

急設豫定航路標識位置圖撰出等件

一、海岸嶼又八華島(朝鮮濟州島北方)

二、敷島(九州西海面)

三、柴山港附近(日本海面)

四、神島(四國西南海面)

五、見島(嶼)(概位)(日本海面)

六、大黒山島(朝鮮西南海面)

七、諏訪瀨島(奄美大島北方)

八、宮古島(奄美大島西南方)

九、八丈島(33°-10'N 139°-50'E)(概位)

十、鳥島(三子島)(八丈島南方一六。哩)

十一、小笠原郡島父島附近

十二、大崎附近(35°-11'N 138°-24'E)(概位)(日本海面)

十三 鳥首崎 (137°-10' E 概位) (日本海面)

十四 飛鳥島 (139°-32' E 概位) (右 台)

十五 久六島 (140°-32' E 概位) (右 台)

十六 敷角 (141°-34' E 概位) (太平洋方面)

十七 三崎 (141°-53' E 概位) (右 台)

備考

(一六) 本地方ハ六七ノ頃ヨリ十月頃迄霧深クシテ近海

航海上見非灯台 (Lighthouse) ヲ必要ト認ム

殊ニ(一八) 濠州海峡通過スル毎ニ灯台設置ヲ痛

感セリ

(二七) (一八) 三ノ所ニ灯台設置セラルレハ西南諸島近

海航海船舶ニ取リテ至便ナリト思考ス

殊ニ(二八) 之カ設置ヲ思非必要ト認ム

(三) (五) (十) 昭和二年灯台設置ノ豫告アリタルモ本地
 附近晝夜間共好目標タルヘク相當光力大ナルモノ
 ヲ希望ス

(四) 夜間視界不良場合豊後水道通過船舶ノ
 本所灯台設置ヲ痛感ス

(九) (十) (十一) (十三) 灯台設置セラルレハ (二) (七) (八) (ト) 同様
 南方諸島航路船舶ニ取リテ航路安全ヲ期シ得ベシ
 (十二) (十四) (十五) (十六) (十七) 以上五ヶ所ニ灯台設置セラルレハ今
 地近海航行船舶ノ至便ヲ感スル所ナリ

(終)

五驅隊第四七號三

昭和三年一月二十八日於吳

第十五驅逐隊司令

軍務局第二課長殿

急設豫定航路標識位置標定等件

首題一件意見無之

右通報又

(終)

海軍

事務第三課
3.1
受接

二十一驅第の號

昭和三年一月二十七日佐世保

第二十一驅逐隊司令



海軍省軍務局第二課長殿

急設豫定航路標識位置撰出等ノ件

軍務ニ第一〇號ノニ依リ御照會者題ノ件左記通り

右回答ス

左記

燈台増設ノ件

朝鮮南岸濟州海峡西部華島若久海岩嶼ニ燈台

設置ノ必要ヲ認ム(海圖一三五八號)

理由

(一) 濟州海峡ヲ濟州島ニ添ク西過ス際燈台ナキ為

